

狛江市男女共同参画推進計画改定骨子案

I 総論

1 計画の目的

2 計画改定の趣旨と背景

(改定のポイント)

- 前計画の方針を引き継ぎつつ、社会情勢、市の現状等を踏まえ、新しい視点を加える。
- あるべき姿と実効性を両立させる。
- より見やすく分かりやすい計画とする。

3 計画の位置づけ

- 「狛江市第4次基本構想」、「狛江市後期基本計画」の個別計画として定めるもので、他の個別計画等との整合性を図り改定するものである。
- 「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」の趣旨を踏まえ、男女共同参画分野に係る計画として位置付ける。
- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置付ける。
- (※基本目標の該当部分を追記)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」に該当し、「狛江市配偶者暴力対策基本計画」として位置付ける。
- (※基本目標の該当部分を追記)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」に該当し、「狛江市女性活躍推進計画」として位置付ける。
- (※基本目標の該当部分を追記)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」に該当し、「狛江市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」として位置付ける。

< 狛江市男女共同参画推進計画と関連計画等 (体系図) >

4 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5ヵ年計画

II 現状と課題

1 狛江市の人口構成

- 人口は令和6年1月1日現在で、82,102人
- 令和3年をピークに人口は減少
- 年齢3区分別の人口構成比については、0～14歳では令和3年から減少、15～64歳、

65歳以上は令和4年から微増

- 世帯類型については、単独世帯が増

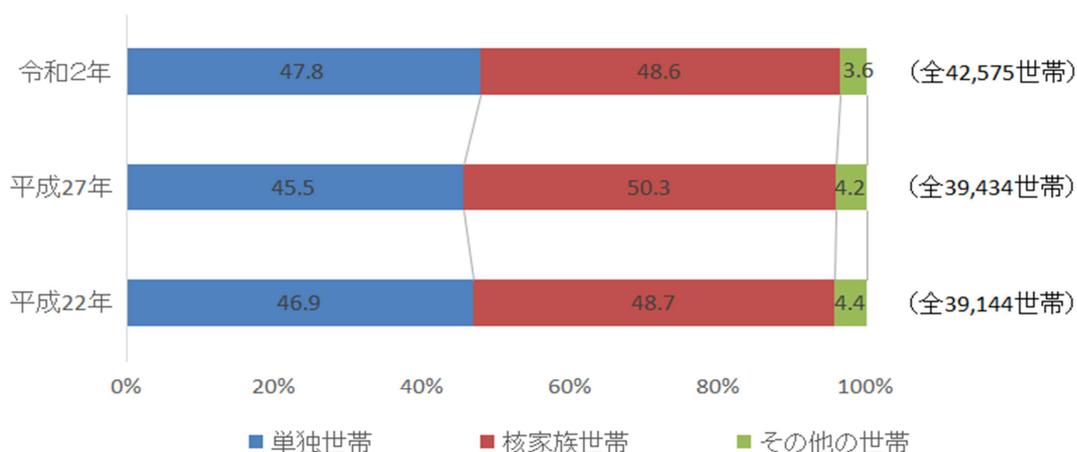
◇年齢3区分別人口構成(狛江市)



(%)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～14歳	11.7	11.9	11.9	11.8	11.7	11.6
15～64歳	64.3	64.2	64.1	63.9	64.0	64.1
65歳以上	24.0	23.9	24.0	24.3	24.2	24.3

資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)



資料：国勢調査(令和2年)

2 男女の地位の平等感(市民意識調査：問1)

- 3 ワーク・ライフ・バランスの現状（市民意識調査：問7）
- 4 狛江市における女性の労働力率（国勢調査）
- 5 女性相談・女性のカウンセリング等の件数、相談項目等
- 6 男女共同参画社会づくりのために重要な施策（市民意識調査：問30）
- 7 前計画の達成状況（資料3）

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

（参考：現行）

誰もがともに認め合い、個人として尊重され、自分らしい生き方ができるまちを目指して

男女共同参画社会は、全ての市民一人ひとりの人権の尊重を基盤としています。誰もが性別に関わりなくお互いを認め合い、自らの意思と責任により、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

この基本理念を掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

2 基本目標

基本理念を達成するために、次の基本目標を設定し、具体的な施策・事業を進めていきます。なお、中でも特に力を入れるべき目標を重点目標として設定し、重点的に推進します。

基本目標 1 個人として尊重される社会の形成

基本目標 2 子育て・介護を支える環境の充実

基本目標 3 多様なライフスタイルの実現

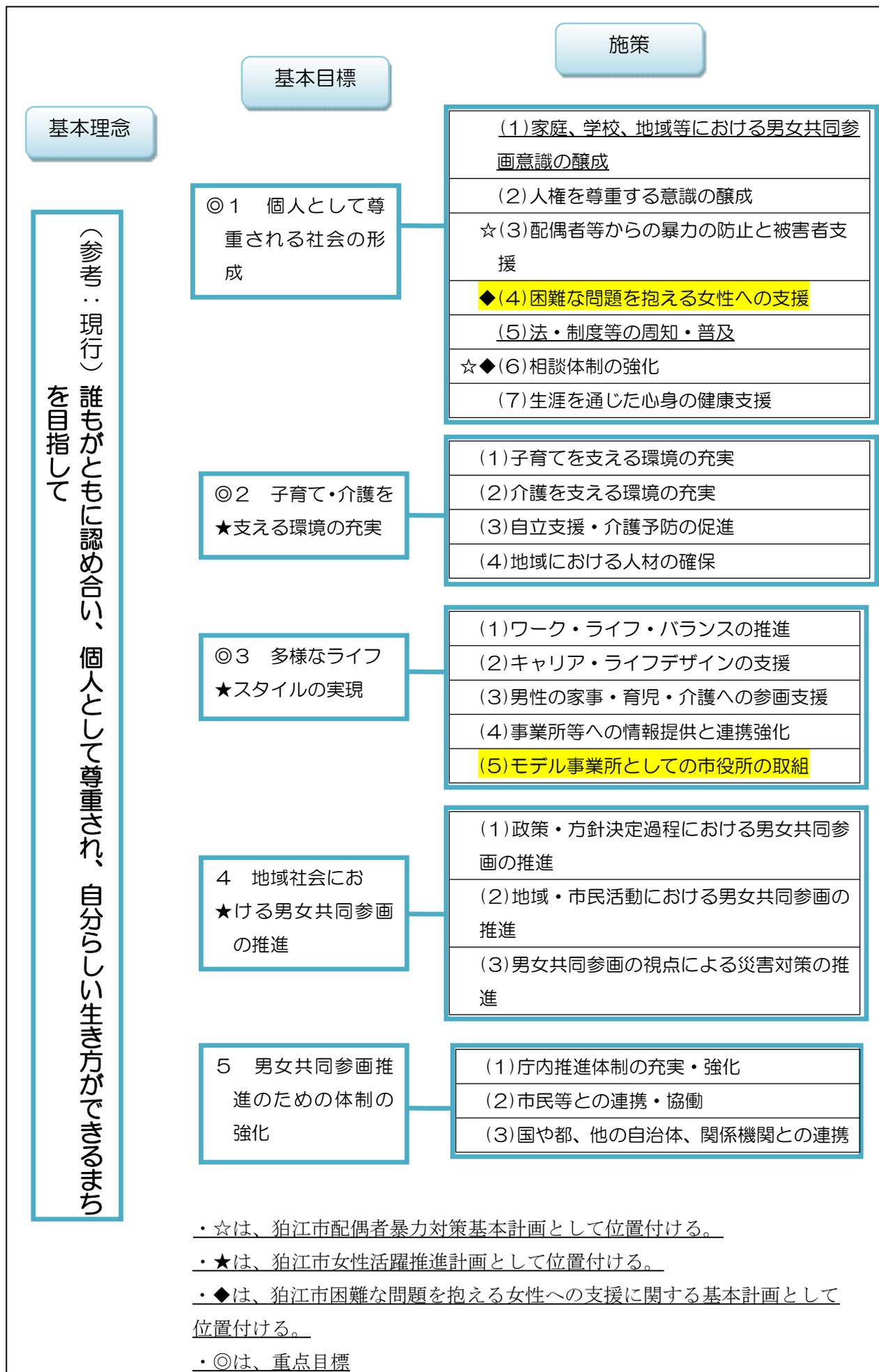
基本目標 4 地域社会における男女共同参画の推進

基本目標 5 男女共同参画推進のための体制の強化

3 重点目標の指標一覧

※または各基本目標において達成度を測るための指標を設定

4 計画の体系



IV 計画の内容

(基本目標ごとに)

- 現状と課題（関連する意識調査の結果等）
- 各施策（事業名、事業概要、担当部署）

V 参考資料